

「第三期三鷹市障がい者（児）計画（素案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①計画に盛り込みます 意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②計画に趣旨を反映します 意見の趣旨を計画に反映するもの
- ③対応は困難です 趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ④事業実施の中で検討します 事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に計画に盛り込まれています 既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ⑥その他 その他の意見など

パブリックコメント提出状況
 人数: 10人
 件数: 61件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

NO.	該当部分	市民意見 ※	対応の方向性
1	表紙裏	表紙の裏の文章に「本計画の基本理念としてのビジョン」の様なタイトルが欲しい。表紙をめくって突然この文章が出てくるのは唐突というか違和感があります。しっかり位置付けて欲しい。	①計画に盛り込みます タイトルとして「第三期三鷹市障がい者（児）計画のビジョン（基本理念）」を表記して説明を追記します。
2	第2章 三鷹市の現状	電子化に対応出来るとか、音声コード等が使いこなせるとは限りません。必ず取り残される人がいます。使いこなせる様になるためのフォローや使いこなせなかった時の「窓口対応」をお願いします。	②計画に趣旨を反映します 相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。 (P70,第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記しました。)
3		第二期計画では、6つの重点課題を掲げて取り組んだ旨、p20-21にまとめて掲載されています。⑤「地域での生活のしやすさ～地域で安心して暮らしていけるようにします～」とありますが、内容を見ると、まったく生活支援サービスについて触れられていません。日々の生活の充実した支援によって、地域での生活のしやすさが保障されるのではないのでしょうか。	②計画に趣旨を反映します 当該部分では第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題について記載しています。生活支援の充実について、知的・身体・精神・発達障害等障がいの種別を問わず、居住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に向けて努めます。 (P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)
4		夜間・休日に対応する相談窓口も必要だと思いますが、それよりも窓口の少なさが問題です。利用者がどの窓口を選択するかもっと悩むくらい相談窓口があってもよいと思っています。	②計画に趣旨を反映します 相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。 (P70,第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記しました。)
5		相談支援専門員が不足していますが初任者研修や現任研修を修了していても、どこの事業所にも所属していない相談員が一定数居ると思います。そのような相談員を三鷹市が把握して既存の事業所で受けきれない計画を個人の相談員に依頼するような流れが作ればよいと思います。	②計画に趣旨を反映します 相談支援専門員については、障害者総合支援法に基づき東京都が研修を実施しています。相談支援事業を行うためには、事業所として東京都事業者台帳へ登録し、指定を受ける必要があります。相談支援専門員の不足解消については、担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。 (P88,第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記しました。)
6		様々な法の整備や広報・啓発によって、以前に比べれば障がい者に対して周囲の健常者は理解をしてくれるようになり、街を車椅子で動いていると「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけられることが非常に多くなりました。ただ、「ここで結構です、ありがとうございます」と言っても立ち去ってくれないのです。私がここまででと言ったらそこで別れてくれるのが本当の理解だと思います。	②計画に趣旨を反映します 障がいに対する理解の推進を図り、地域住民の理解と支え合う意識づくりに努めます。地域の中で障害のある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組めます。 (P60,第4章第2節(1)②地域住民の理解促進と支え合う意識づくりに追記しました。)
7		障がいのある方が避難所に逃げてもどんな対応をされるかがイメージできません。理想の避難所については今後も検討していく内容でしようが、避難所に行っても迷惑がかかるので車中泊をするというご家族を減らせればと思います。	②計画に趣旨を反映します 障がいに対する理解の推進を図り、地域住民の理解と支え合う意識づくりに努めます。また、日ごろの備えや避難計画等についての啓発、避難所運営連絡会の開催などを通じて、避難所の理解の推進を図ります。さらに、障がいの有無にかかわらず、避難所生活が安心して送れるように、心のバリアフリーを推進します。 (P67,第4章第3節(3)①災害時・緊急時の対策の強化に追記しました。)
8		「8050問題」などの課題は既存の障害福祉サービスだけでは解決が難しい」、その下の行に「ていねいな「相談」が不可欠です」というのはその通りです。このような問題については、理念だけの計画とならないよう、そのような問題を抱えている人の声を直接、調査してほしいです。	④事業実施の中で検討します 地域での「身近な相談」や専門家による「専門相談」を活用し、一人ひとりのライフステージに応じたサポートが切れ目なくつながるような相談支援の提供に努めます。

「第三期三鷹市障がい者(児)計画(素案)」に係る市民意見への対応について

NO.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
9	第3章 基本理念 第1節 計画の基本理念と施策体系	※是非、掲げられたビジョンに向かい進んでいければ良いと思います。	⑤既に計画に盛り込まれています 三つのビジョンで掲げた理想のまちに近づくために、本計画で示した施策について推進していきます。
10	第1節(基本目標1)計画の推進	「地域課題」は山の様に存在するはずで協議会での議論や実態調査では浮かび上がって来ない課題もあるはず。市役所や福祉サービスと距離がある障がい者やご家族の課題や問題は何なのでしょう。協議会で議論されている課題だけで十分なのでしょう。とても気になります。	④事業実施の中で検討します 地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けて、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実を図ります。また、障がい者計画の施策の進捗状況や、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標等の状況について、同協議会において、評価・検証を行い、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。
11		当事者のいないところで、当事者のことを決めるな、というのはとても大事なことです。三鷹市の障がい者(児)計画を充実させていくためにも、その協議会メンバーに、発達障がいの人を含めていただきたいです。	④事業実施の中で検討します 地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けて、様々な方からご意見がいただけるように三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実を図ります。
12		障がいのある人もない人も同じ環境で教育を受けることは賛成です。でもお互いを知り過ぎる事でかえってイジメの切っ掛けになるのではないかと心配もあります。先生や支援者たちが間違った方向に進まない様、先導してほしいと思います。	④事業実施の中で検討します 年間を通して若手の指導訪問、連携支援教育コーディネーターによる教育支援学級及び教室の指導、東京都の訪問による通級教室の指導を行っております。また東京都立調布特別支援学校や府中けやきの森学園とも連携を図り、障がい及び福祉における教育の専門性の向上を図っており、若手育成研修の1年次から3年次の教員研修にて特別支援に関する指導のあり方についての研修を充実させていく予定です。
13		確かに虐待は無い方がいいと思います。相談業務の現場でも面談中に利用者さんから「それって虐待だよ」と言われる事があります。もちろん殴ったり叩いたりした事はありません。言葉の暴力にならない様に意識もしています。しかし、利用者さんにとって「耳が痛い」事を伝える事があります。利用者さんが虐待されていると思えば全て虐待に当たるのかも知れませんが、相談員の立場としては使える引き出しが少なくなりどう対応したらよいか、わからなくなることがあります	④事業実施の中で検討します 障がい者虐待につきましては、虐待防止の普及・啓発を行うとともに、通報に対しては適切な調査等を行っていきます。
14	第4章 施策の展開 第3節(基本目標3)安心で住みやすいまちづくりの推進	「共に生きる」地域づくりでp63地域ケアネットの活動に障がい者がどれくらい参加できているか疑問ですが、手話教室が発展したところもあるのは素晴らしいです。	④事業実施の中で検討します 互いを理解し、認め合う地域づくりに向けて、地域ケアネットの活動に障がいのある人も参加できるよう取り組み、支え合う意識づくりに努めます。
15		p64重層的支援体制にあるケアネット、ほのぼのネット、老人クラブに障がい者の参加を生む工夫が望まれます。今は障がい者の利用者は少ないと思われます	④事業実施の中で検討します 互いを理解し、認め合う地域づくりに向けて、地域ケアネットの活動に障がいのある人も参加できるよう取り組み、支え合う意識づくりに努めます。
16		多目的トイレは公共性の高い建物に設置されていることが多いので、年末年始等は利用できるトイレが極端に少なくなります。「コラル」と「アトレ」のレストラン街には多目的トイレがありません。飲食をすればトイレは付きものです。三鷹市からも多目的トイレの設置を働きかけて頂けないでしょうか。お願いします。	④事業実施の中で検討します バリアフリーのまちづくりを推進するための取り組みとして、市民、事業者、行政で構成される三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催しています。また、令和6年度には、「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定を予定しています。この中で、多目的トイレ設置について検討、推進を行っていきます。
17		三鷹駅周辺には車椅子が複数台同時に入る事のできるお店は殆どありません。三鷹駅南口に多目的トイレのある「フードコート」が欲しいです。お店の招致が難しければ多目的トイレのある「フードスペース」でも良いです。駅周辺のファーストフード等で買った物をそのスペースで食べる事が出来るからです。ただ集団で食事がしたい時に「となりの駅」まで行かなければならないのは大変です	④事業実施の中で検討します バリアフリーのまちづくりを推進するための取り組みとして、市民、事業者、行政で構成される三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催しています。また、令和6年度には、「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定を予定しています。この中で、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業の拡充、多目的トイレ設置について検討、推進を行っていきます。また、三鷹駅前再開発の検討が進められている「三鷹駅南口中央通り東地区」においては、導入する施設については具体的に決まっておきませんが、誰もが集い、憩える場所の創出を目指すとともに、人にやさしいまちづくりとしてバリアフリーに配慮します。
18	第4節(基本目標4)障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	施策の(基本目標4)「障害のある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実」(p67)のところですが、日々の生活支援を行う介助者への言及がありません。しっかり訓練を受けたヘルパーの存在は、障がい者が地域で生活するためにとても重要です。この障がい者(児)計画全体をみると、どうも障がい者のための施設の充実を優先しておられるようです。しかし、ひとりで生活することができるような選択肢を保障することが、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自律して生活ができるまち」(p67)には必要ではないでしょうか。	②計画に趣旨を反映します 障がい者の生活を支える上で、ヘルパーさんの存在は重要と認識しています。障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の地域での生活支援の充実に向けて努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実を追記しました。)

「第三期三鷹市障がい者(児)計画(素案)」に係る市民意見への対応について

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
19	第4節(基本目標4)障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	障がい者といつてもその人(子)なりに色々違います。市の方から寄りそつてその家庭に合う提案をして欲しいです。市役所迄相談にも行けない事も有ります	②計画に趣旨を反映します	相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。(P70,第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記しました。)
20		切れ目なく支援をつなぐ具体的な組織体制は何か、記録などいかに蓄積するか具体策が欲しい。	④事業実施の中で検討します	切れ目なく支援をつなぐためにケースワークの一環としての相談記録の保存・継承に努めるとともに、個人情報保護に留意しながら情報共有や庁内連携を進めます。
21		地域の相談支援体制 体制のイメージはわかるが活用できる資源はあるか、緊急のショートステイや、入居できるグループホームにあてがあるのか。それがなければ聞き置けただけになってしまう。	④事業実施の中で検討します	相談支援の過程において、地域の社会資源等の情報収集に努めるとともに、短期入所やグループホームなど不足している社会資源の民間参入を促します。
22		福祉サービス未利用者への対応はどんどん進めてほしい。民生委員や児童委員・町内会など情報をたくさん持ったスタッフは沢山いられると思います	④事業実施の中で検討します	地域生活支援拠点事業について民生委員等への周知を図り、「相談」につなぐと共に個々のニーズを受け止めながら福祉サービスや社会資源につなぐなど対応を進めていきます。
23	第4章 施策の展開 第5節(基本目標5)ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	発達障害児などへの支援体制では、本人が学校や施設など家族以外の人との関わりが苦手なケースもあります。そのために不登校、もしくは他者による支援を敬遠しがちなケースもあるものなので、健康福祉部だけでなく、教育課、学校、療育施設、習い事などの民間業者なども連携してはいかがかと思います。また、発達障害はその多様性が特徴なので、ペアレントメンターで対応できる領域はかなり限られると思います。そのため、この分野に詳しい児童精神科医、臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家へつながるような相談体制をp74の包括的な支援体制に加えていただきたいです。また、児童精神科、発達への専門性は幅が広く、当事者に適した医療機関を市内だけで見つけるのは困難なケースが多いはずで、地域支援体制は、市外も含めて推進すべきだと思います。	④事業実施の中で検討します	現在も、子ども発達支援センターが中心となり、臨床心理士などの専門療法士や小児神経科医などの専門医との相談を実施したり、医療機関の紹介など必要な情報は市内にとどまらず、近隣市も含め情報提供を行っています。今後も、多様化するニーズに応えた支援を行えるよう、一層の専門性の向上と地域の民間資源の掘り起こし等含め支援の充実に向けて事業実施の中で検討していきます。
24		発達障がいに関して、子ども中心の取扱いになっています。発達障がいの人たちが直面している困難は、人によって大きく異なります。それぞれの特性に向き合っ、対応できるヘルパーの人たちが必要です。発達障がいに対応できるヘルパーの訓練はどうなっているのでしょうか。まったく、この素案からは見えてきません。	④事業実施の中で検討します	ヘルパー向けの研修の一環として、毎年度、「発達障がい」等障がいの特性に応じたテーマを設定し、障がいの理解と支援の基礎を学ぶ取り組みを行っています。引き続き、障がいのある人の困難さに寄り添った支援ができる人財の育成に向けて研修の充実に努めます。
25		「ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援」(p73)のところでは、障がい児の生活支援の充実に、発達障がい児等の支援体制の充実が入っています。発達障がいに関しては、大人も対象となっている旨(p77)記載されていますが、圧倒的に発達障がいは、子どもの障がいであるという前提があるようにとらえておられるようです。しかし、発達障がいをもつ子どもは、大人になります。地域で困難と直面しながら生活している発達障がい者の支援をもっと充実させてください。相談だけでなく、必要な日々の生活支援の充実が必須です。	②計画に趣旨を反映します	切れ目ない地域生活を送る上で生活支援の充実は重要と考えます。知的・身体・精神・発達障害等、障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の地域での生活支援についても充実に努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)
26		障がいの重度化、高齢化に対応するために、…「共生型サービス」への参入について高齢部門と連携しながら進めていきます。と書かれていますが、高齢者介護は介護保険制度で運営されているのに比べて、障害者総合支援法が優先されていません。障がい者支援法の周知と共に介護保険事業所に対しても障害者総合支援法に基づくケアプランを原則とすることを求めます。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障害福祉サービスが継続して利用できるよう、引き続き、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。(P78,第4章第5節(2)②高齢障がい者への支援に追記しました。)
27		高齢利用者(入所施設やグループホーム等)の介護保険施設利用の推進について 重度障害者向け居住施設のハード面の整備が全国的に進んでいない現状により、当会の各生活施設へのニーズ必要性は今後も高まるものと思われます。今後も当会は、高齢利用者の次なるステージに応じた移行に向けて必要な各関係機関との連携を構築しながら、今後も行政には一層のパイプ作りに尽力頂きたい。	⑤既に計画に盛り込まれています	高齢障がい者への支援について、庁内関係各課の連携を強化するとともに、分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

「第三期三鷹市障がい者(児)計画(素案)」に係る市民意見への対応について

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
28	第4章 施策の展開	第5節(基本目標5)ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	④事業実施の中で検討します	空き家等対策協議会等と連携しながら、令和6年度に設置予定の「居住支援協議会」や既存の「三鷹市高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を活用し、障がいのある人を含む住居確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や見守り等、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。
29		障がい者がこれまで取り組んできた運動、施設や家族から解放されて、自律できる生活を保障してほしいという切なる要望を真摯にうけとめてほしい。障がい者が望むのであれば、日々の生活を支援して、自律して生活できるような環境を整備していくことにもっと力を入れてください。	②計画に趣旨を反映します	障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)
30		精神障害者と身体障害者との福祉サービスの格差を無くしてください。タクシー券補助事業を拡大してください。	④事業実施の中で検討します	精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、支援体制の強化を図ります。
31		障害者総合支援法によるサービスであることを前提に障がい特性に合わせた合理的配慮の方法について実施する事業所の介護職のトレーニングは前提にしてほしい。早急に実践的なトレーニングを充実させてほしい。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けて、「障害者差別解消法」の趣旨や、「合理的配慮の提供」について、市民、事業者等への周知・啓発を進めます。また、支援者の障がいに対する理解の深化や支援の質の向上に向けた取組を行います。(P89,第4章第7節(2)サービスの質の確保に追記しました。)
32		育児休暇など短期的な家族の課題解決に世の中は動いていますが、障がい者がいる家族に休暇はありません。「相談機能」ばかりではなく現実の施設による支援がありがたいです。	④事業実施の中で検討します	より不足している重度の障がい者向けのレスパイト事業について充実を目指し、調布基地跡地福祉施設の整備等を進めます。
33		家族支援については、支援対象の年齢や立場を幅広くとらえていただきたいです。育てにくさを感じているのは、子が18歳未満だけとは限りません。また、自立できていないのは、子とは限らず、親、配偶者、兄弟姉妹で支援が必要とされるケースもあります。そのため、「育てにくさ」だけでなく、広く家族の負担への支援を対象としていただきたいです。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人の家族等介助者の負担を軽減するために、レスパイト事業の充実を目指します。(P80,第4章第5節(3)家族支援の充実に追記しました。)
34		施設入所利用者の生活の質の向上について(利用サービスの拡大) 施設入所支援事業の支援サービスは、入所の支援スタッフでのみ一元化されているため、グループホームのようにガイドヘルパー利用することは原則不可(全額実費負担・一部自治体では限定支給)となります。利用者の土日の休日余暇支援促進を目指すために、入所施設におけるガイドヘルパー等の支援サービスの活用を検討をお願いしたい。	④事業実施の中で検討します	施設入所利用者であっても自宅への一時帰宅時や入所施設の支援を受けていない期間のガイドヘルパーの利用については、必要に応じて認めています。今後も事業実施の中で対応を検討します。
35	第6節(基本目標6)社会参加の推進	就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携では、企業への働きかけを含み最初に述べたインクルーシブ教育から発展して行くとスムーズに展開できるのではないかと思います。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。(P84,第4章第6節(2)③就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携に追記しました。)
36	スポーツ・文化芸術活動等の推進では、アール・ブリュットなどへの支援は進んできましたが、障がい者の音楽活動には何も援助がないように思います。この面での推進をお願いします。	④事業実施の中で検討します	就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援について、スポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。	
37	第7節(基本目標7)障がい者のある人を支える地域の基盤整備	ヘルパー不足は、ヘルパーの労働環境が悪いからであって、「必要に応じて国や東京都に提言する」ことで終わるのではなく、三鷹市としてどう対応するのか明確な方針を打ち出してほしいです。ここに明記されている①指揮監督等の充実、②事業者の連携体制の強化、だけでは、非常に限定的な施策になります。	②計画に趣旨を反映します	担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。担い手の処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパーや相談支援事業所等支援者の不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。さらに、働きやすい魅力的な職場環境に向けて、業務の効率化等を推進するための事業者支援について事業者等の意見を反映しつつ取り組みます。(P88,第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記しました。)

「第三期三鷹市障がい者(児)計画(素案)」に係る市民意見への対応について

NO.	該当部分	市民意見※	対応の方向性		
38	第4章 施策の展開 第7節(基本目標7)障がい者のある人を支える地域の基盤整備	グループホーム家賃助成 具体的に金額や条件を知るための参照先が知りたい。(付録とか、参考で添付してほしい。)	⑥その他	市の制度や助成事業、事業所の情報等については、三鷹市ホームページや「障がいの者のためのしおり」に掲載しています。	
39		グループホーム重度利用者の資金余剰等の不均衡の改善について 入所施設では、ほぼ障害基礎年金の範囲でそれほど過不足なく生活が出来る一方、現行のグループホーム(ケアホーム)の制度では、特に重度利用者の場合だと生活資金の余剰金が年間100万円に及ぶとされています。給付・収支・支出のバランスが不均衡なこの状況においては、適正な社会生活を送るための制度設計の見直しが必要と考えます。そのための方策を検討頂きたい	②計画に趣旨を反映します	計画の推進、制度の見直し、適切な運用等については、国や東京都とも連携するとともに、地域において必要な施策等について要望等をしていきます。(P57,第4章第1節(2)③関係機関との連携に追記しました。)	
40		保育園で勤務する看護師の中にはスキルと希望を持った人材がいます。小児領域での事業の困難さの大きな問題点は継続利用ができない場合が多いことだと思います。訪問看護や、保育施設で体調不良などによりキャンセルになってしまった場合、配置されていた看護師は仕事がない状況となります。不安定な利用で人材を確保するのはリスクが高いと思います。そこで、保育園看護師・訪問看護師が登録制の新事業として障害児保育を行うことはできないだろうかという提案です。それぞれ、事業所に所属する看護師が各施設での障がい児保育をメイン事業所から申し送りを受け担当するものです。行政の事業でしか実現できないので検討をお願いいたします。	③対応は困難です	ご提案の内容は、認可保育園で障がい児保育を実施する際、看護師の派遣を希望する園に対して、市に派遣登録している「認可保育園に配置をされている看護師等」を市が派遣して、障がい児の保育を実施する主旨と理解しています。現在、三鷹市では障がい児1人につき1人の保育士を配置しており、かつ、医療的ケア児については、委託契約により民間の訪問看護事業所から看護師を派遣してもらい、医療的なケアを実施しています。現行の体制によって一定の成果を挙げていますので、現段階では行政による派遣事業の実施は考えておりません。	
41		人材(採用)確保について、年に複数回に亘る行政とハローワーク等によるタイアップの地域密着型の就職説明会の実施をぜひ検討頂きたい(現在は年に1回のみ)	④事業実施の中で検討します	福祉の仕事についての周知啓発に努めるとともに事業者と連携した担い手の確保・定着に向けた取組を検討・実施していきます。	
42		北野ハピネスセンターについて、贅沢な土地使用のされ方です。三市共同施設の方が資金的にやり易いかもしれませんが、活用方法をもっと検討すべきです。	④事業実施の中で検討します	北野ハピネスセンターについては、更なる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者と活用方法について調整し、進めていきます。	
43	全体	障がい児福祉計画は今期、三鷹市障がい者(児)計画と同様に三期になります。「第3期計画」と記載がある場合 漢数字か数字の違いだけで、第三期三鷹市障がい者(児)計画なのか第3期障がい児福祉計画を判断しなければならず、混乱します。	⑥その他	第3期障がい児福祉計画に係る表記を変更しました。	
44	第5章 障害福祉サービスの見込み(第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	第1節 前期計画における成果目標の達成状況	地域生活支援拠点等が有する機能の充実は、法律内容は別にしても、障がい者の生活を維持していく一番の機能だと思います。これの充実を心底から期待します。なお、後見人としての経験から、日常生活のこまごまとして事件を解決する資源が少ないように思います。井の頭地域では「ちょこっとサービス」など言われていますが、老人も障がい者も一人で生活すると、ごみ出し、電球の交換、水道・トイレの修理依頼等対応が困難です。これらのサービスを例えば人材センターなどで即時対応できる体制が地域生活を維持する上に必要だと思います。市の支援をお願いします。	④事業実施の中で検討します	障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)
45		福祉施設から一般就労への移行等で成果目標は達成していないが、目標は障がい者の現状に照らし意義があるか振り返る必要はないでしょうか。(労働を強調する必要があるか。)	②計画に趣旨を反映します	目標設定にあたっては国の目標等を参考に設定しておりますが、実際の支援にあたっては、障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の多様な働き方の支援強化等を図ります。(P101,第5章第2節(4)②目標設定にあたっての本市の考え方に追記しました。)	
46	第2節 新たな成果目標の設定	成果目標の事業所を知りたい(p84と同じ付録とか、参考で添付してほしい。)	⑥その他	市の制度や助成事業、事業所の情報等については、三鷹市ホームページや「障がいの者のためのしおり」に掲載しています。	
47	第3節 障害福祉サービスの見込み量とその確保方策	重度障害者等包括支援 三鷹市は該当者がいないのか、知らされていないのか。	⑥その他	令和6年1月現在、市内において重度障害者包括支援を提供する事業所はなく、利用実績もありません。今後は、制度の周知を進めながら利用ニーズの把握に努めます。	

「第三期三鷹市障がい者(児)計画(素案)」に係る市民意見への対応について

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
48	第3節 障害福祉サービスの見込み量とその確保方策	就労支援(A型)(B型)について 障がい者雇用の実態の把握と共に合理的配慮の内容が適切かどうか厳しくチェックして欲しい。 ・障がい者に生産性がない存在としてとらえることなく、若い介護職の働き場の確保 や障害に基づく福祉具産業などの発展にとって価値あるものという認識を広めて三鷹市の障がい者自身が発信できる機会を増やして欲しい。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。 (P82・84,第4章第6節及び同(2)③就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携に追記しました。)
49		短期入所者の変動は、家族同居中心の生活だからか、コロナの影響による施設側の条件から起こっているのか知りたい。短期入所者(福祉型)の減少の原因は？	⑥その他	新型コロナウイルス感染症蔓延時のサービス利用控えや、事業所の一時的な閉鎖等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が考えられます。
50		自立生活援助では実際どのような生活を送っているリアルを知りたい。	⑥その他	自立生活援助では、支援者が障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から一人暮らしに移行した方や家族が障がい者等で支援が見込めない方などに、定期的な自宅訪問により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言、医療機関との連絡調整などを行いながら、生活しています。
51		共同生活援助の見通しの根拠は何か。もっと増やす考えはないか。建物が増えてもスタッフがいない現状をどう対応するかも問題と思う	②計画に趣旨を反映します	実績や見込みについて暫定値を記載していましたが最新の数値に変更しました。また、見込みについては、過去5年間のサービス料実績値の変化率の平均を用いて算出しています。 担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。 (P88,第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記しました。)
52		第5章 障害福祉サービスの見込み(第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	自発的活動支援事業 具体的には何かははっきりしない。	⑥その他
53	第4節 地域生活支援事業の見込量とその確保方策	基幹相談支援センターの設置とあるが、利用件数など示せないのか	⑥その他	設置することが目標なので特に件数は示しておりませんが、利用件数等は市のホームページ等で公表しています。
54		第7期の年度が全部6のまま	⑥その他	修正いたしました。
55		第7期見込みの年度表記が全て令和6年度になっております。修正をお願いします	⑥その他	修正いたしました。
56		事業の実績で、スポーツ、文化、芸術とあるが音楽への寄与がないのではないか。	④事業実施の中で検討します	就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援について、スポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。
57	第5節 障がい児が利用するサービスの見込量とその確保方策	医療型児童発達支援の利用時間数が令和8年に急増している理由は何か。	⑥その他	数値に誤りがありました。また、令和6年4月1日から医療型児童発達支援が発達支援に一元化されることとなるため、医療型児童発達支援についての令和6年度からの見込量については表から削除いたしました。
58		①サービスの利用実績 ③サービスの利用見込みと確保方策 他の項目と違い「①サービスの概要」がございません。その為①サービスの利用実績になっており、②がなくなっています。他の項目に揃えて「①サービスの概要」の追加が望ましいと思います。	①計画に盛り込みます	①サービス概要を追加しました。 (P133,第5章第5節(3)発達障がい者等に対する支援に追記しました。)
59		計画の中の数値目標や見込み量を見たとき、数字が減っている箇所があります。確かに今まで福祉サービス等を利用していた人が利用しなくなれば数字は減るのかもしれませんが、サービスを利用しなくなる人よりも利用を開始する人の方が多いと思うので数値が減るといったイメージが湧きません。数値が減っているところについてはもう少し補足説明が欲しいです。	⑥その他	実績や見込みについて、暫定値を記載していましたが最新の数値に変更しました。また、見込みについては、過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しています。過去5年間のうちコロナ禍により利用がなかったり、減少している場合、見込み量についても減少しています。ただし、実情と算出した数値との間で乖離がある場合には、実態に見合った数値に修正をしています。

「第三期三鷹市障がい者(児)計画(素案)」に係る市民意見への対応について

NO.	該当部分	市民意見 ※	対応の方向性	
60	第6章 資料編	自立支援協議会設置要綱で、第2条に所掌事項が挙げられているがこれらの事項について市に対し、または市議会に対し提案をするのかしないのか規定では明確ではない。審議された内容を市または議会の機関が検討するとかを明確にする措置がどこかでとられるのか知りたい。	⑥その他	三鷹市市民会議、審議会等における委員提案に関する運営要綱(令和3年6月1日施行)において、市は、市民会議等から提案された意見について、計画等に反映するよう努めなければならないとされており、三鷹市障がい者地域自立支援協議会における意見についても、市の計画や施策に反映するよう努めています。
61		インクルーシブ教育の用語解説があるが、市のサイトを検索してもほとんどない。教育委員会の議事録に数件あるだけである。他の用語についても市のどの機関が担当しているかなどの索引があるとよい。障がい者のしおりなどに該当ページを記載するか、リンクのURLをつけるとかするなど考えてほしい。	②計画に趣旨を反映します	用語解説を充実しました。